

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準
(国土交通六七〇)

〔公告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

会社その他

会社決算公告

ハ 二
三 三
七 七

告示

○国土交通省告示第六百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者が耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が耐震診断又は耐震改修に係る建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督又は建築物に関する調査若しくは鑑定（以下「設計等」という。）の業務に関して請求することのできる報酬は、特殊な構造方法の建築物に係る設計等の業務を行う場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからホまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、検査費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 検査費

検査費は、溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額とする。

ハ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の設計等の委託者（以下「委託者」という。）の特別の依頼に基づいて必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロ及びハに定める経費を除く。）の合計額とする。

ホ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからニまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は戸建木造住宅に係る設計等の業務を行う場合にあつては、業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ニ又はホにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては別添二別表第一、戸建木造住宅にあつては別添二別表第二の床面積の合計の欄に掲げる値のうち最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあつては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該標準業務に従事する者一人について一時間当たりを要する人件費に、別添二に掲げる標準業務人・時間数(別添二に掲げる標準業務人・時間数)によることができなない場合にあつては、別添一に掲げる標準業務内容について一級建築士として二年又は二級建築士として七年の建築に関する業務経験を有する者が当該標準業務を行うために必要な業務人・時間数を建築士事務所所ごとに算定した場合における当該業務人・時間数、以下「標準業務内容に応じた業務人・時間数」という。)を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみを行う場合は、標準業務内容に応じた業務人・時間数から行われなない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。

3 第一項イに定める算定方法において、別添二に掲げる業務など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、当該業務に対応した業務人・時間数を標準業務内容に応じた業務人・時間数に付加することにより算定するものとする。

4 第一項イに定める算定方法において、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物又は軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上的建築物に係る設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数が標準業務内容に応じた業務人・時間数を超過した場合は、当該超過した業務人・時間数を加算することにより算定するものとする。

5 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

第二条 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正(建築士事務所開設者)の業務に関する告示(平成二十一年国土交通省告示第十五号)の一部を次のように改正する。

次の題名をつける。

建築士事務所開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

制定文中「その業務」の下に「耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成十七年法律第百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断をいう。)(及び耐震改修(同条第二項に規定する耐震改修をいう。))に係る業務を除く。」を加える。

別添一 第一項第一号イの表(1)の項(ロ)の項業務内容の欄中「構造又は」を「構造等又は」に改め、同号ロ(1)の表(ロ)を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一 第一項第一号ロ(1)の表(ロ)を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一 第一項第二号ロ(1)の表(ロ)の項(イ)の項成果図書の欄中(ロ)を(イ)とし、(イ)から(ロ)までを1ずつ繰り下げ、(ロ)の次に次のように加える。

③ その施設耐震設計図

別添一 第一項第二号ロ(1)の表(イ)の表(ロ)を3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一 第四号を削り、「第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。」

標準業務は、既存の建築物の設計図書等耐震診断又は耐震改修に必要な情報が提示されている場合に、耐震診断に係る一般的な受託契約又は耐震改修に係る一般的な設計受託契約若しくは工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務(他の建築士事務所が行った耐震診断の結果を用いて行う耐震改修の業務を除く。)とし、その内容を以下に掲げる。

1 耐震診断に関する標準業務

建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第333号)第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況(腐食、腐朽又は摩損の度)をいう。以下同じ。)、材料強度等に関する実地調査を行った上で、当該実地調査の結果及び設計図書等に基づき、耐震診断結果報告書を作成するために必要な戸建木造住宅以外の建築物にあつては次のイに、戸建木造住宅にあつては次のロに掲げる業務をいう。

イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容

項	目	業務内容
(1)	予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築物の建築に関する法令及び条例(以下「建築関係法令」という。))に基づき過去の申請書等により確認する。
(2)	予備調査	建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況等について、委託者からの聞き取り等により確認する。
(3)	実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	実地調査を行う部分にある被覆材等の建築材料に石綿が添加されていはいかどうかについて、設計図書等により確認する。
(4)	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法(平成十八年国土交通省告示第百八十四号別添第一)の規定による耐震診断の方法をいう。委託者(以下同じ。))等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、説明する。	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、設計図書等により確認する。

(2) 実地調査	実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合部の築削の度、劣化状況及び材料の強度、建築物の基礎の形、壁、鉄筋の露出（これらの接合部を含む）の構造方法、階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物の敷地、地盤及び周囲の地形の状況等に関する実地調査を行う。	
	当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。	
(3) 耐震性能の評価等	(1) 耐震診断用図面の作成	当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
	(ii) 各種指標の設定	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断に用いる図面（以下「耐震診断用図面」という。）を作成する。
(ii) 構造耐震指標等の算出等	(i) 耐震診断用図面の作成	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断に必要な材料強度及び各種指標を設定する。
	(iv) 耐震性能の評価等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な工式又はパソコンソフトを用いること、片持ちの部材その他の耐震性能に影響を与えない建築物の部分について、耐震性能に対する安全性の検討を行う。
(iv) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能の評価を行う。
	(ii) 耐震診断結果報告書の説明	耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合は、耐震補強の方針を作成する。
(iv) 耐震診断結果報告書の作成	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び説明を含む。）の関係を説明を行う。
戸建木造住宅に係る業務内容		
項	目	業 務 内 容
(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築基準法令の規定に基づき過去の申請書等により確認する。
	(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、委託者から聞き取り等により確認する。
		建築物の内装材及び外装材の仕様、周囲の地形、敷地の地盤等について調査を行う。
		予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。

(2) 実地調査	実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合部の築削の度、劣化状況及び材料の強度、建築物の基礎の形、壁、鉄筋の露出（これらの接合部を含む）の構造方法、階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物の敷地、地盤及び周囲の地形の状況等に関する実地調査を行う。	
	当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。	
(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
	(ii) 各種指標の設定	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断に用いる図面を作成する。
(ii) 構造耐震指標等の算出等	(i) 耐震診断用図面の作成	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断に必要な材料強度及び各種指標を設定する。
	(iv) 耐震性能の評価等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な工式又はパソコンソフトを用いること、片持ちの部材その他の耐震性能に影響を与えない建築物の部分について、耐震性能に対する安全性の検討を行う。
(iv) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能の評価を行う。
	(ii) 耐震診断結果報告書の説明	耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合は、耐震補強の方針を作成する。
(iv) 耐震診断結果報告書の作成	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び説明を含む。）の関係を説明を行う。
耐震改修に係る設計に関する標準業務		
2	1	耐震改修に係る設計に関する標準業務
		建築物の構造耐力上主要な部分に係る耐震性能の向上のために必要な範囲で、委託者から提示された要求その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理した上で、建築物が備えるべき機能及び耐震性能、耐震補強工法、主な使用材料の種類及び品質等を検討し、それらを総合して耐震改修に係る設計方針を策定し、工事施工者が耐震改修に係る設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図（当該耐震改修に係る設計に添った設計図書の内容を正確に読み取った）に合致した建築物の耐震改修の工事を実施することができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、耐震改修に係る設計方針に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、戸建木造住宅以外の建築物にあっては(ロ)に掲げる成果図書を作成するために必要な(イ)に掲げる業務をいう。

業務内容

項	目	業 務 内 容
(1) 耐震改修に係る設計条件等の整理	(i) 条件整理等	耐震診断の結果、耐震性能の水準など委託者から提示されるさまざまな要求、耐震改修の施工上の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の場合の協賛	耐震診断時に算出した構造耐震指標等を踏まえ、委託者・耐震改修が行われた建築物が備えるべき機能及び耐震性能の確保について協賛し、確定する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 設計条件の場合の協賛	委託者から提示される内容が不明確若しくは又は整理しきれない場合、委託者に相応の場台、委託者を通じて設計条件を委託者又は委託者と協賛する。
	(ii) 委託等の協賛	耐震改修に係る過去の申請書の内容を行い、建築関係法令の規定に基づき過去の申請書の調査を行い、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(3) 建築物の現況の調査、上下水道及び関係機関との打合せ	(i) 総合検討	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築物の現況、敷地に対する上下水道、地への耐震改修の影響を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
	(ii) 耐震改修に係る設計の調査、上下水道及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
(4) 耐震改修に係る設計方針の策定	(i) 総合検討	耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 耐震改修に係る設計方針の策定	耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
(5) 設計図書の作成	(i) 耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明	耐震改修に係る設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を図り、設計図書の作成を行う。耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明を行う。
	(ii) 耐震補強による効果の確認	耐震改修に係る設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を図り、設計図書の作成を行う。耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明を行う。

成果図書

設計の種類	成 果 図 書
(1) 一括	① 既存建築物概要書 ② 各種耐震改修方法の比較検討書 ③ 耐震改修計画説明書 ④ 全体工事費概算書
(2) 意匠	① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図 (改修階) ⑥ 断面図 (改修面) ⑦ 立面図 (改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図 (改修階) ⑪ 部分詳細図 ⑫ 建具表 ⑬ 工事費概算書
(3) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図 (改修階) ④ 軸組図 (改修面) ⑤ 補強部材リスト ⑥ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑦ その他部分詳細図 ⑧ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑨ 工事費概算書

成果図書
 (1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

(6) 概算工事費の検討	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づき耐震改修の工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等を除く、以下同じ)を作成する。
(7) 設計内容の委託者への説明等	耐震改修に係る設計を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。
	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。

(4) 設備	(1) 電気設備	① 仕様書 ② 受変電設備図 ③ 非常電源設備図 ④ 幹線系統図 ⑤ 電灯、コンセント設備平面図 (改修階) ⑥ 動力設備平面図 (改修階) ⑦ 通信・情報設備系統図 ⑧ 通信・情報設備平面図 (改修階) ⑨ 火災報知等設備系統図 ⑩ 火災報知等設備平面図 (改修階) ⑪ その他改修設備設計図 ⑫ 部分詳細図 ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 給排水衛生設備配管系統図 ③ 給排水衛生設備配管平面図 (改修階) ④ 消火設備系統図 ⑤ 消火設備平面図 (改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 空調設備系統図 ③ 空調設備平面図 (改修階) ④ 換気設備系統図 ⑤ 換気設備平面図 (改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 昇降機等平面図 (改修階) ③ 昇降機等断面図 (改修階) ④ 部分詳細図 ⑤ 工事費概算書 ⑥ 各種計算書	

- (3)
- 建築物の耐震改修の計画に及び、作成されない図書がある場合がある。
 - (1)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
 - 〔統括〕とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「意匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 - 〔昇降機等〕には、機械式駐車場を含む。
 - 平面図、断面図、立面図、伏図、軸組図、各種設備系統図及び各種設備平面図には、改修前後の内容に関する記載を含む。
 - 仕上表、平面図、断面図、立面図、伏図等には、仕上材等の撤去及び復旧の内容に関する記載を含む。
 - 〔耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書〕には、目標とする構造耐震指標等及び耐震相強後の構造耐震指標等の数値に関する記載を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

業 務 の 種 類	成 果 図 書
(1) 統括	① 既存建築物概要書 ② 耐震改修計画説明書 ③ 全体工事費概算書
(2) 意匠	① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図 (改修階) ⑥ 断面図 (改修階) ⑦ 立面図 (改修階) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図 ⑪ 建具表 ⑫ 工事費概算書
(3) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 基礎伏図 ④ 床伏図 (改修階) ⑤ はり伏図 (改修階) ⑥ 小屋伏図 ⑦ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑧ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑨ 工事費概算書
(4) 設備	① 仕様書 ② 設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調換気) (改修階) ③ 工事費概算書

(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告等
設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないうおそれがあるかと判断するときは、その旨を委託者に報告する。

工事施工段階において建築物の現況が設計図書等と整合していないことが判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者に報告する。

(1) 工事と工事請負契約との相違点、確認、報告
工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に開示する確認記録等)による確認、確認対照表に合理的な方法による確認を行う。工事施工者に終了した適合し指し示さない箇所がある場合は、工事施工者に対しては、その旨を委託者に報告する。

(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、も確認(除く)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。

(iii) 工事が設計内容に適合しない場合の破損検査
工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない理由があり、かつ破損検査が必要と認められる場合には、その理由を工事施工者へ通知の上、必要に応じて破損検査を行う。

(5) 工事請負契約の目的物の引渡し
工事施工者から委託者への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。

(6) 工事費支払
(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査
工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。
(ii) 最終支払い請求の審査
工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。

別添二

- 別添一第1項イに掲げる業務内容(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係るものに限る。第三項において同じ。)に係る標準業務人・時間数は、別表第一の「耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 別添一第1項ロに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別表第二の「耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 別添一第2項一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数(同号ロ(1)の表の(3)構造の欄に掲げる成果図書に係るものに限る。)は、別表第一の「耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。
- 別添一第2項一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数(同号ロ(2)に掲げる成果図書に係るものに限る。)は、別表第二の「耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。

- 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第一 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

床面積の合計	(単位 人・時間)									
	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡		
(一) 耐震診断	290	340	380	450	510	600	740	880		
(二) 耐震改修に係る設計(構造に係るものに限る。)	150	190	230	290	340	430	590	750		

別表第二 戸建木造住宅

床面積の合計	(単位 人・時間)	
	75㎡から250㎡まで	
(一) 耐震診断	45	
(二) 耐震改修に係る設計	60	

別添三

- 耐震診断に関する標準業務に附随する標準外の業務
耐震診断に係る受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる耐震診断に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。
一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
二 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
三 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
四 木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務
五 補助金等の交付に必要な図書の作成に係る業務
六 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
七 建築関係法令への適合性の確認に係る業務(別添一第1項イ又はロに掲げる業務内容を除く。)
耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。
一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震改修に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
二 非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る設計に関する業務

- 三 耐震改修に係る設計に関する成果図書に基づき詳細工事費の算定に係る業務
 - 四 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
 - 五 耐震改修に係る設計に関する成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
 - 六 確認申請に必要な図書の作成に係る業務
 - 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務
 - 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
 - 九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
 - 十 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
 - 十一 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務
耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務とする。

公 告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

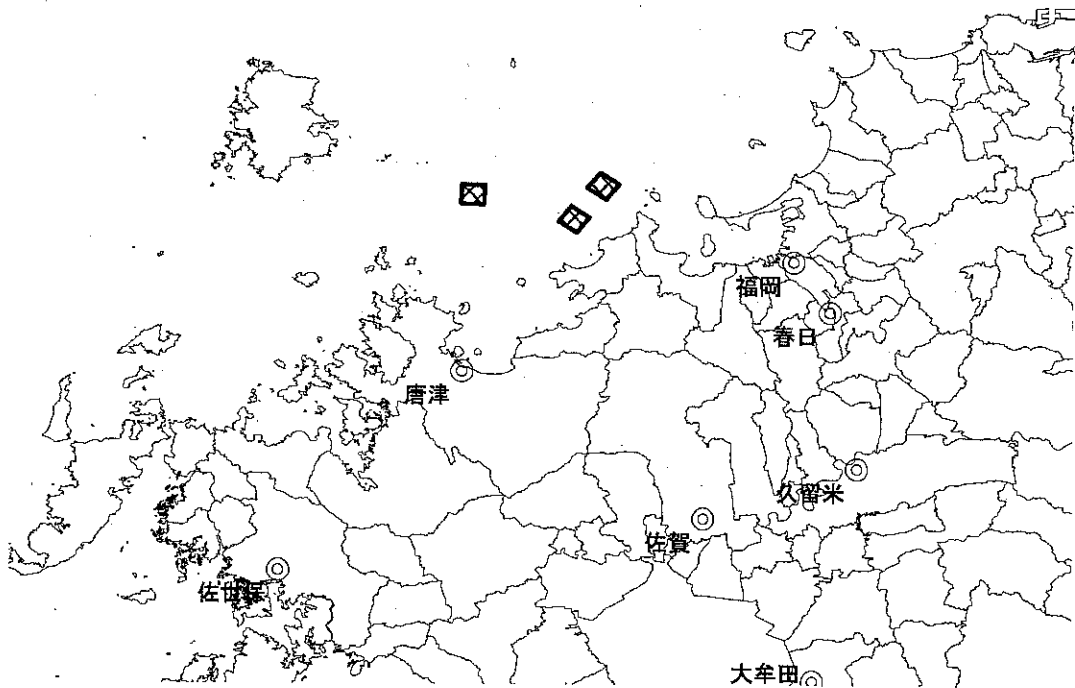
平成27年5月25日

国土交通大臣 太田 昭宏

種 類	地上画素寸法	実施時期	区 域		撮 影 摘 要
			整 理 番 号	地 区 (地方)	
数値空中写真	20cm相当	平成26年	CKU-2014-9	鳥帽子島・長燈台瀬・長間瀬地区	デジタル 9枚
"	"	"	CKU-2014-10	女界島地区	11枚
"	"	"	CKU-2014-11	小呂島地区	5枚
"	"	"	CKU-2014-12	霧島山地区	22枚
"	40cm相当	"	CKU-2014-1X	天草地区	281枚
"	"	"	CKU-2014-2X	石島列島地区	461枚

備考 空中写真の刊行日 平成27年5月26日

鳥帽子島・燈台瀬・長間瀬地区



備考: は数値空中写真の撮影範囲を示す